

尋常小學修身訓 生徒用 四年下

檢定申請本

120.1

43

7

K120.1

43

7

關 藤 成 緒 撰

生徒用

尋 小 學 修 身 訓

東京 教育書房藏版

尋 小 學 修 身 訓 第四年下冊



關 藤 成 緒 選

第十課

勅語 博愛衆ニ及ボス

陰徳とは善をたことひて、人に知られんことを求めず、ただ心の内にひろかに仁愛をもち、行ふをいふ。大和俗訓

長兵衛は、幼より、書をよむことを、好めり。家業は、

質屋にて、人のれきたる物をうけて、金をかゝあ
たへ、つくなふときは、若干の利をうへしめ。或は
つくなふ時すぐれば、其物をとどめて返さず、外
にうりて、利をはかれり。

長兵衛この家業を道ならぬ事と思ひて、年ごろ、
あづかりたる物を改めて、貧しく金をも、つくな
いかたきものには、元をも、利をも、とらずして物
を返し。或は外にうつりて、其主の知れざるもの
は、いろいろと、たづね求め、やうやう、三年をへて、

その事を終り、家業を改めけるとぞ。

又長兵衛の借屋を、かりて住むもの、家賃のこと
こほりて、自ら住むこと、ならずして、外にうつり、
など、するものあれば、遠き近きを、あらばず、酒に
金をうへて、持行ておくり。いづくに、ありても、家
賃のことこほり、多ければ、住みかたうるべし。つ
とめて、費をはぶき、家業に急りたまふなど、深く
いま一め、歸ることもありーとなん。

江戸青山久保町より、原宿村へ、かよふ道の橋、く

ちぬれば己の力ひとつにて石橋にかけ直し、長く町の費をはぶくかかるたぐひの善事いと多くかりーとなん。備忘錄

裡諺 蠟燭は其身をへらして外をてらす。

勅語 學ヲ修メ業ヲ習フ

第十一課

凡ソ人事業ヲ成就スルニハ剛毅ナル心志ノ力ヲ以テ基礎トナス。剛毅ノ心ハ穎敏ノ才比

スレバ其人ヲ成就スルト、多分ニ居ル。

立志篇

源義經は、たさなきとき

鞍馬寺の、ちごなりーが、

十一歳のころ、母の申せ

一ことを思ひいだーて、

諸家の系圖を見て、己は

前左馬頭源義朝の子に

して、名家の末なることを知り。いかにもーて、平



家をほろぼし、父の本望をたつせんと思ひたたれけり。

これより、晝ハひめもす學問を事とし、夜はよも

すがら、武藝をげいこせられたり。

人人出家を一たまへといへば、兄二人が僧になりたるだに、無念なるにといひて、ききいたまはざり一かば、終に古今ならびなき、英雄になられたり。平治物語

第十二課

幼きとき、ひま多く、記憶つよし、この時、つとめ
學へば、うの功多し。大和俗訓

いそ女は、幼かりより、養父母に、孝心あつく、十
オばかりのころより、朝は午前の四時より起き
いでて、女工をつとめ、日の出づるころより、手習
の一あやうのかたへ行き、家にかへれども、他の
こどもとともに、たはむれ、遊ぶことなく、夜は十
二時のころまでも、うみ、つむぎの業をなせり。
十八オの時より、きんドよの、こどもを集めて、手

習を教へ。其ひまには人のためにはたをりを、業と一て、兩親を養ひかりうめにも、休みたたりて、日を費せることなし。

かくの如く、常の行ひ、正一ければ、人みな感ドて、子を持てるもののは、彼う孝行、行儀を見習はせばやと思ふ。されより、弟子いよいよ、多くなりて、朝夕とぼーからぬ程になりぬ。阿波孝子傳

俚諺 身はならむ

第十三課

日月のはやきこと、年年にまさる、一度ゆきて、がへらざること、流水のごとし。なすことなく、なほざりに、時日を送るは、身をいたづらになすなり。

たむべー。童子訓

二宮金次郎みなしごとなり、親類万兵衛のために養はる、時に年十六才、困難きはまれり、あるとき金次郎終日万兵衛の家業をたすけ、夜にいりいねずして、學問をはげむ。万兵衛これを見て、大にいかりていはく、汝は家もなく、田畠もなく、人



のたすけをゑて、命をつなぐ身の、學問をして、何の用をなす。すみやかに、これを止めよと、金次郎ないて、これをしやす。

ひろかに、たんうくして、にもへらく。我不幸にして、他人の家に、やーなはれ、日をわくるといへど

も算筆學問を、心がけずんば、一生もんもうの人となり、父祖より傳はる、家をたこすこと、かたかるべし。我みづから之力を以て、學ぶときは、其いかりをかうむることなかるべーとて。是より川の岸にある、荒地をたがやし、油菜をまき、その實七八升をえたり。これを市にうりて、油を求め、以て夜學す。

万兵衛又いかりて曰く、汝自力にて、油を求め夜學すれば、我の費には、かかはらずといへども、汝

學んで何の用をかなすや。無益のことをなさん
より夜たろくまで、繩をなひ、わが家事を、たすく
べーと。

是より金次郎夜に入れば、かならず繩をなひ、む
しろをたり、夜ふけて、人のねーづまるに、たよん
で、ひろかに、いでて燈火をつけ、きものにて、これ
をたほい、他に光の、もれざるやうになして、學問
をはげみ夜あけのこりの、鳴くにたよんで、止め
たりといふ。報徳記

俚諺　念力岩をもとほす

勅語 公益ヲ開キ世務ヲ廣ム

第十四課

人をぬぐみ救ふこと、心をつぐーて行ふべー。人
を恵こすくふこと、がならず、財を用ふること
の、多少によらず。ただ人のなんぎを救へば其功
大なり。大和俗訓

佐太郎ハ性質實直なるものにて、人よりたのま

れること又は人のなんぎする時などは、親類他人の分ちなく、かならず、誠をつくしてはからひけり。

己の住む村の内野貝原山といふ、地の谷川ハ石見路の方に、ながれ、水ますときは、人馬ともにはなはだ、なやみけるを。佐太郎年ごろ、心力をつくしつひに、みづから、石橋をつくり一かば、水増すときも、いたさか、患へなく、往來のもの皆便とよろこびぬ。

すべて、村内のみち、橋など、つねに見めくりて、うこねし處あれば、自らつくりひて、往來の人のなんぎを、すくひーとぞ。藝備孝義傳

勅語 國憲ヲ重シ國法ニ遵フ

第十五課

國民ハ、すべて、政府より、法律によりて、命じたる勞役に、服事すべきことにて。或ハ官事、或ハ軍事ともに、國のために、徵召さるるときは、決してい

なむべからず。

文部省編輯
小學修身訓

備後國に徳川幕府の料地六十餘村あり。風俗あ
ーぐーて、常に代官の非を訴へまゝいど、公事にた
よび、その上年貢の、ごごこほること、年年なり。然
るに有田村ばかり、つひに公事なく、年貢もごど
こほりなくたさむ。其ゆゑあは、名主甚三郎つねづ
ね、示一けるは、代官あーきて、公儀へたいし、民
たる身にて、たろうかに、すべき道理なし。年貢ハ
上へたさむるものなり。萬一ふつがうの事あら

ば、我等申たてて、決一で
救すまどと、申渡一ける
とぞ。

かつて六十村の名主ど
も、申合せ、上へ訴ふるこ
と、あり一ときも、有田村
ばかり、同心せざり一か
ば。のこりの村村の名主
ども、甚三郎う宅に來り、

一どう同心のことなるに、この村ばかり、承引な
きは、ふとぞきなり。この村の百姓に、同心のもの
あれば、其方さきへ候よし、いよいよ同心なくば、
相手となるべーといふ。甚三郎すこーも、れどろ
かずして、多勢に無勢なれば、いかやうとも致す
べし、息のあるうちは、同心いたすまじ。公儀を敬
ひ、年貢をとどこほらず致すが、ふとぞきなりと
て、各の手にかかること、本望これにすぎず。早く
首をとりたまへと、義氣かほにあふれて、申け

れば、さすがの悪人どもも耻かくやありけん、
仇をもなきずして、歸りーとなん。備忘録

俚諺 義務なき權理は世に立たず

勅語 義勇公ニ奉ス

第十六課

士は節にのぞみ、義によりて、身を塵芥になぞら
へ、命を鴻毛よりも、がろくすべ。これ父母の遺

體をばづか一めざるなり。武士訓

村上義光ムラカミヨシタカの子義隆ヨシタカ、元弘三年大塔の宮に従ひ奉り、吉野の城に立て籠りたり。その時、東國の大軍雲霞のごとく、攻め寄せければ大塔の宮、今はのがれぬ所と思召し、二十餘人を前後に立て、切て回らせ給ひけり。

義光このとき、敵の矢十六筋をうけ、勇氣たゆまず、御前に参り、申けるハ、敵の勢、未だ餘所に廻り候ハぬ前に、一方を打破り、落させ給ふべし。恐あ

る申一ことにハ候へども、御召の御物具を下
一給りて、御諱の字を冒一奉りて、敵をあざむき
候はんと申しければ、宮はけにもと思召されけ
ん、御物具を脱き替へさせ給ひ、御涙を流一つ
落させ給ふ。

義隆ハ父と共に、腹切らんと、走せ来るを、父子の
義ハ、さることながら、宮の御先途を見果て参ら
すべしと、教訓しければ、義隆志ばーの命を、のべ
て宮の御供せり。



義光ハ高櫓にのぼり、遙に見送り奉りて、宮の御後影のかすかになりぬるを見て、宮の御諱を冒一奉り、自刃したり。寄手これを見て、宮の御自害なり。我先に御首給はらんとて、圍をときて、皆一所に集まりける。其間に

宮ハ天の河へと落ちさせ給ふ。

然るに吉野執行の勢、道を遮り奉る。義隆只一人、半時ばかりぞ支へける。義隆心豪なりといへども、疵をかうむること拾餘ヶ所、なほ敵の手にからで、叢のうちへ入り、自刃たり。時に年十八、村上父子が忠死せ、一間に、宮ハ虎口を免れさせ給ひける。(太平記)

大君にさせざまつりし。我いのち。今こそす
つる。時は來にけれ。

平野次郎國臣

常小學傳業詩第四年下冊終

明治廿六年十一月廿六日印刷
同廿六年十二月一日發行

三年上引各定價金參錢
四年下引各定價金參錢

撰者

關藤成緒

版權所有

發行兼
印刷者

林縫之助

廣島縣深津郡福山町
宇西町五百六十番地

東京京橋區南傳馬町二百十三番地

賣捌所

吉川半七

東京京橋區南傳馬町二百十三番地

